

令和6年度貝塚市低所得世帯支援給付金(1世帯あたり10万円) および子ども加算分(児童1人あたり5万円)のご案内 受給には手続きが必要です

- この給付金は物価高騰対策として、低所得世帯（令和6年度新たに住民税非課税となった世帯及び令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となった世帯）を支援するため、**1世帯あたり10万円**を支給するものです。
- 低所得世帯のうち、18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の児童がいる世帯には、**子ども加算分として児童1人あたり5万円**を加算して支給します。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。
- この給付金は、差押禁止等及び非課税の対象となります。

■ 支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

基準日（令和6年6月3日）時点で貝塚市に住民登録があり、下記の①②③のいずれかに該当する世帯
※なお、対象となる税額は定額減税適用前での算定となります。

- ①令和6年度の住民税が非課税者のみで構成される世帯
- ②令和6年度の住民税が均等割のみの課税者で構成される世帯
- ③令和6年度の住民税が均等割のみ課税者と住民税非課税者で構成される世帯

【以下、対象外となる世帯】

- ①令和5年度貝塚市住民税非課税世帯支援給付金（追加支給分）（7万円）対象世帯
- ②令和5年度貝塚市住民税均等割のみ課税世帯支援給付金（10万円）対象世帯
- ③他市町村で実施の①②と同様の給付金対象世帯
※①～③の給付金を辞退した世帯や、未申請の世帯も対象とはなりません。
- ④世帯員全員が課税者の扶養である世帯
- ⑤租税条約による住民税の免除を受けている方を含む世帯
- ⑥課税となる所得があるのに未申告である者を含む世帯

令和6年1月1日時点で世帯全員が貝塚市に住民登録がある世帯

- ・令和6年1月2日以降で貝塚市に転入されてきたかたがいる世帯
- ・令和6年7月10日以降に税の申告により支給対象となった世帯

確認書の返送が必要です

対象と思われるかたに対して、確認書を送付します。
（要返送）

※一部申請が必要な場合があります。

返送期限：令和6年10月31日（木）
【消印有効】

詳しくは裏面「Ⅰ」へ

申請書の提出が必要です

※申請書は、貝塚市のホームページでダウンロードできます。お電話にてご依頼いただければ、申請書をお送りすることもできます。

申請期限：令和6年10月31日（木）
【消印有効】

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

手続きの詳細は裏面をご確認ください。

■ 給付金の支給手続き

I 世帯全員が、令和6年1月1日時点で貝塚市に住民登録がある世帯

- 対象と思われる世帯には貝塚市役所福祉総務課（低所得世帯支援給付金担当）から給付内容や確認事項が書かれた確認書を送付しています。
- 確認書記載の内容（支給要件、振込先等）を確認して、貝塚市役所福祉総務課（低所得世帯支援給付金担当）まで返送してください。
- 支給対象世帯のうち、18歳以下（平成18年4月2生まれ以降）の児童がいる場合には、子ども加算分として児童1人あたり5万円を支給します。確認書記載の対象児童をご確認ください。
※令和6年6月4日から令和6年10月31日までに生まれた子や、別世帯で生計同一の児童がいる場合など、確認書に記載のない児童で加算を受ける場合は、**別途申請が必要**です。
貝塚市ホームページで申請書をダウンロードし、確認書と合わせてご提出ください。
（お電話により郵送も可能です。）
※令和6年10月31日までに返送されない場合は、子ども加算分も合わせて支給を辞退したものとみなします。

II 世帯の中に、令和6年1月2日以降に貝塚市に転入されてきたかたがいる世帯 または 令和6年7月10日以降に税の申告により支給対象となった世帯

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入し、**課税証明などの添付書類（必要な添付書類については申請書裏面をご確認ください。）とともに貝塚市役所福祉総務課（低所得世帯支援給付金担当）へ郵送してください。**
- 支給対象世帯のうち、18歳以下（平成18年4月2生まれ以降）の児童がいる場合には、子ども加算分として児童1人あたり5万円を支給します。申請書の子ども加算対象児童欄に対象児童についてご記入ください。

■ 給付金の支給時期

貝塚市に確認書（または申請書）が届き次第、3週間程度をめどに順次支給します。

令和6年度貝塚市低所得世帯支援給付金（子ども加算分）については別チラシにて詳しくご案内しておりますので、そちらをご覧ください。



「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください！

不審な電話や郵便があった場合は、市役所や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（＃9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

〒597-8585 貝塚市畠中1丁目17番1号 貝塚市役所 健康福祉部 福祉総務課
1階エントランス特設会場 低所得世帯支援給付金担当

☎ 072-433-7062

受付時間 9:00~17:00（土・日・祝日を除く）